

## 札幌学院大学における公的研究費不正防止計画

札幌学院大学において公的研究費の不正使用を防止するため、以下のとおり不正防止計画を策定する。

### 1. 責任体制の明確化

項目	不正が発生する要因	対応する計画及び実施状況
責任及び権限について	<p>責任者の責任及び権限が不明確であると責任者自身も無自覚になる。</p> <p>責任者が交代する場合の対応が不徹底のため、次第に責任者の意識が低下する</p>	<p>責任体制を明確化した規程を制定し、周知を徹底する。</p> <p>【実施状況と今後の対応】 文科省によるガイドライン改正（令和3年2月1日）に対応した競争的研究費の管理・運営・監査体制により、ガバナンスの強化、意識改革、不正防止システムの強化を図る。不正行為防止対策委員会には内部監査室長にも出席いただき、情報提供を行うと共に連携を深め、内部統制の整備・運用状況、不正防止計画が適切に実施されているか確認いただいた。 理事会において、公的研究費の不正使用防止と適正な運営・管理を徹底することについて、最高管理責任者より決意表明が行われた。2023年度も引き続き実施する。</p> <p>責任者が交代する場合、後任者への引継ぎを徹底する。</p> <p>【実施状況と今後の対応】 責任者の交代時期に前任者及び事務局による引継ぎを徹底する。</p>

### 2. 適切な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目	不正が発生する要因	対応する計画及び実施状況
法令等、管理・運用ルール、本学関連規程の明確化・統一化	法令等、管理・運用ルール及び本学関連規程の認識不足	<p>競争的研究費の使用について法令等、管理・運用ルール、本学関連規程を明確にしたマニュアルを作成し、適正な管理・運用を行う。</p> <p>【実施状況と今後の対応】 法令等、管理・運用ルール、本学関連規程及び研究費の使用手続を網羅したマニュアルとして「科学研究費助成事業執行マニュアル」を作成しこのマニュアルに沿った運用を行っている。同マニュアルは毎年、改訂を実施し最新の情報を記載している。2023年4月に改訂版を作成し、競争的研究費（科研費）の研究代表者・研究分担者に配布した。</p>

<p>コンプライアンス教育</p>	<p>コンプライアンス意識の低さから不正行為が生じる。</p>	<p>不正防止対策の理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、機関への影響、管理・運用ルール・各種手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分、自らの弁償責任、配分機関における申請資格の制限、研究費の返還措置、本学における不正対策全般についての説明会を適時実施する。</p> <p>2017年度から研究倫理教育の教材を、CITI-Japan から日本学術振興会の eLCoRE に変更した。</p> <p><b>【実施状況と今後の対応】</b>          コンプライアンス教育は、競争的研究費（科研費等）の申請者、交付者及び競争的研究費の管理に係る者に対して実施した。図書課長からパワーポイント資料を使った説明が行われ、文部科学省で作成した教材用の動画を視聴した。          また、研究倫理教育 eLCoRE の受講を教員全員に義務づけ、競争的研究費の取扱いについての理解を深めた。研究倫理教育については、5年毎に実施することになっている。新任教員については2023年度も継続して実施していく。</p>
<p>啓発活動</p>	<p>競争的研究費を交付されていない研究者の不正防止に対する意識の低さ、予算執行の特定の時期への偏りから不正が発生する。</p>	<p>ガイドライン改正に対応し、競争的研究費を交付されていない研究者も含め、全構成員に啓発活動を実施し、不正を起こさせない組織風土を形成させていく。</p> <p><b>【実施状況と今後の対応】</b>          「研究不正防止ニュース」を定期的・継続的に全構成員にメール配信し、不正根絶に向けての意識向上と浸透を図る。</p>

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正が発生する要因	対応する計画及び実施状況
<p>不正発生要因の把握</p>	<p>不正防止計画の策定・実施の担当部署の不正行為に対する理解の不足</p> <p>担当事務局と研究者のコミュニケーションの不足</p>	<p>不正防止計画策定部署を研究支援委員会に位置づけ、不正発生要因の把握を行い、不正防止計画に反映させ実施する。</p> <p><b>【実施状況と今後の対応】</b>          不正防止計画は、継続的に検討し必要に応じて見直しを行う。</p> <p>担当事務局と研究者とのコミュニケーションを密にして、法令等、管理・運用ルール、本学関連規程及びマニュアル記載内容の周知徹底を行うと同時に、研究者からの要望を聞き相互理解に努める。</p>

		<p>【実施状況と今後の対応】</p> <p>図書課を相談窓口とし、研究者からの問い合わせに対応すると同時に「科学研究費助成事業執行マニュアル」に沿った対応を研究者に求めて行く。</p> <p>今後は、担当事務局と研究者とのコミュニケーションを深め、マニュアルの改訂を適時行っていく。</p>
--	--	--

#### 4. 研究費の適切な運営・管理

項目	不正が発生する要因	対応する計画及び実施状況
<p>予算執行状況の管理・把握</p> <p>業者との癒着防止</p>	<p>研究計画と実際の研究費の執行の乖離</p> <p>業者に対する法令等、管理・運用ルール、本学関連規程及マニュアルの周知不足</p>	<p>担当事務局から執行状況について定期的に情報を提供し研究計画に即した執行を促す。</p> <p>【実施状況と今後の対応】</p> <p>担当事務局が直接経費の執行状況を把握し、各研究者に対し執行状況の報告を行うと同時に、研究計画、制度に即した執行を促し、繰越・補助事業期間延長制度の申請を含む改善策を講じていく。</p> <p>2014年度に策定した「札幌学院大学との公的研究費における取引に関する基本事項」を示し、本学での運用の周知と理解に務め、金額及び取引頻度の多い業者に対しては、誓約書の提出を求めている。</p> <p>【実施状況と今後の対応】</p> <p>「札幌学院大学との公的研究費における取引に関する基本事項」に基づき、不正抑止の環境を整備していく。</p>

#### 5. 情報の伝達を確保する体制の確立

項目	不正が発生する要因	対応する計画及び実施状況
<p>公的研究費の使用等に関する相談窓口</p> <p>不正行為に対する告発窓口</p>	<p>情報伝達の不備のため研究者の独善的な判断が発生する。</p>	<p>コンプライアンス講習会の開催、ホームページ、メール配信等、各種の媒体を通じた周知の徹底を図る。</p> <p>【実施状況と今後の対応】</p> <p>札幌学院大学公的研究費の管理・監査ガイドラインをHPに公開しているが、今後も講習会、啓発活動等を活用し、より実質的な情報の伝達を行う。</p>

6. モニタリングのあり方

項目	不正が発生する要因	対応する計画及び実施状況
内部監査室によるモニタリング	予期せぬ不正が発生する。	<p>内部監査室内に競争的研究費の監査実施体制を整備している。 内部監査室において監査方針・監査方法等を策定し監査を実施する。</p> <p><b>【実施状況と今後の対応】</b> 競争的研究費の監査実施については「札幌学院大学における公的研究費の管理・運営等に関する規程」で内部監査室と規定し、会計監査人による会計書類を中心とした通常監査のほか、研究者の一部を対象に、内部監査人によるヒアリングを含む特別監査を実施した。</p> <p>監事・内部監査室及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報交換、意見交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を実行する。</p>

## <法令等、管理・運用ルール、本学関連規程、マニュアルについて>

法令等（文部科学省・独立行政法人日本学術振興会）

- 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号、令和4年6月17日法律第68号最終改正）
- 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）」（昭和30年9月26日政令第255号、令和5年4月1日政令第126号最終改正）
- 「科学研究費補助金取扱規程」（昭和40年3月30日文部省告示第110号、平成30文科告54改正）
- 「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領」（平成15年10月7日規程第17号、改正 令和3年3月25日規程第6号）
- 「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領」（平成23年4月28日規程第19号、改正 令和5年3月2日規程第2号）
- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）
- 「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）
- 「学術研究助成基金の運用基本方針」（平成23年4月23日文部科学大臣決定、令和2年3月30日改正）
- 「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日、令和3年10月1日改正 内閣府）
- 「独立行政法人日本学術振興会法」（平成14年12月13日法律第159号、最終改正 平成30年12月14日法律第94号）
- 「科学研究費補助金（基盤研究等）交付要綱」（平成11年4月12日文部科学大臣裁定、改正 令和2年12月18日）

管理・運用ルール（文部科学省・独立行政法人日本学術振興会）

- 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金 研究者使用ルール（補助条件）」
- 「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金 研究者使用ルール（交付条件）」
- 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」
- 「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」
- 「科研費ハンドブック（研究機関用）」2022年度版 令和4年8月 文部科学省研究振興局、独立行政法人日本学術振興会
- 「科研費ハンドブック（研究者用）」2022年度版 令和4年6月 文部科学省研究振興局、独立行政法人日本学術振興会

本学関連規程

- 「札幌学院大学における公的研究費の管理・運営の基本方針」
- 「札幌学院大学の公的研究費の管理・運営等に関する規程」
- 「札幌学院大学の研究活動における行動規範並びに不正行為の対応に関する規程」
- 「札幌学院大学における間接経費の配分についての基本方針」
- 「学校法人札幌学院大学旅費規程」
- 「旅費支給基準要領」
- 「自家用車による出張取扱要領」
- 「学外者に対する謝金等の支払い基準」
- 「札幌学院大学との公的研究費における取引に関する基本事項」
- 「公的研究費による「特殊な役務」に係る執行ルール」

マニュアル

- 「科学研究費助成事業執行マニュアル」
- 「教員研究関係マニュアル」